



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年10月25日火曜日 第2313号

◇ 目 次 ◇ 告 示

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧.....	919
解除予定保安林(2件).....	919
同意の成立(漁獲共済).....	919
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	920
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	920
兼用工作物の管理の方法について(2件).....	921
道路の区域変更(県道一本松城辺線).....	921
道路の供用開始(").....	922
道路の区域変更(県道網代鳥越線).....	922
道路の供用開始(").....	922
道路の区域変更(一般国道379号).....	922
道路の供用開始(県道五百木立山線).....	922

監 査 公 表

定期監査結果の公表.....	923
----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1234号

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第55条第1項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第4項において準用する法第36条第7項の規定に基づき、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり告示する。

当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び法第55条第4項において準用する法第36条第8項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成23年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案
 - 松山市一番町三丁目1番1から3まで、2番1、2番9から11まで、2番15、2番22
 - 松山市二番町三丁目9番1から10まで、10番3、10番5、10番9から11まで、10番13から15まで
 - 松山市大街道二丁目4番8から11まで、4番17、4番18、4番26
- 意見書の提出

この告示に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、告示の日から2週間以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

 - 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての

意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1235号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
新居浜市観音原町乙116の1・乙117の1(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
工場用地とするため

○愛媛県告示第1236号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
新居浜市観音原町乙117の1(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1237号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年10月25日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
深浦区域(愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区)	主としてまき網を使用して営む漁業
深浦区域(愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区)	(1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

○愛媛県告示第1238号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年10月25日から11月7日まで

○愛媛県告示第1239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年10月25日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 山 久 智	西条市北条243番地
"	越 智 廣 幸	西条市北条1128番地
"	神 野 眞 哉	西条市北条565番地 1
"	戸 田 哲 也	西条市北条368番地 4
"	吉 岡 勲	西条市周布 2 番地 3
"	岩 田 哲 雄	西条市北条1052番地
"	川 原 郷 一	西条市北条1318番地
"	徳 永 博 史	西条市北条259番地
"	元 山 茂 記	西条市北条673番地
"	徳 永 幸 樹	西条市北条1660番地 3
"	山 内 秀 人	西条市北条505番地
"	高 橋 建 悟	西条市北条1115番地 1
"	豊 島 睦	西条市北条1149番地 3
監 事	藤 岡 進 一	西条市北条1476番地
"	長 野 芳 紀	西条市北条1312番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 篤 幸	西条市北条1356番地 2
"	西 山 久 智	西条市北条243番地
"	武 方 慎 吾	西条市北条689番地
"	元 山 幸 則	西条市北条671番地
"	戸 田 哲 也	西条市北条368番地 4
"	徳 永 勝	西条市北条1597番地 3
"	豊 島 久	西条市北条557番地
"	吉 岡 勲	西条市周布 2 番地 3
"	西 山 勲	西条市北条583番地
"	岩 田 哲 雄	西条市北条1052番地
"	岡 田 勇	西条市北条941番地
"	川 原 郷 一	西条市北条1318番地
"	川 原 悟	西条市北条1268番地

監 事	豊 島 典 昌	西条市北条1476番地
"	黒 河 榮	西条市北条1312番地

○愛媛県告示第1240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年10月25日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 千代一	西条市今在家201番地
"	廣 田 章 良	西条市玉之江16番地 2
"	森 田 忠 茂	西条市石田546番地
"	内 田 孝 一	西条市石田475番地
"	今 井 敬 三	西条市玉之江293番地
"	河 野 正 則	西条市玉之江488番地 2
"	丹 下 一 正	西条市玉之江228番地 3
"	渡 邊 隆 之	西条市広江285番地
"	寺 田 嘉 明	西条市広江371番地
"	丹 下 洋 次	西条市玉之江509番地 7
"	塩 崎 英 昭	西条市今在家110番地
"	高 橋 克 典	西条市今在家57番地 3
"	近 藤 幸 雄	西条市今在家129番地
監 事	木 村 昌 雄	西条市石田615番地
"	兵 頭 克 彦	西条市玉之江356番地 2
"	丹 下 保	西条市広江265番地
"	塩 崎 萬	西条市今在家102番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 千代一	西条市今在家201番地
"	廣 田 章 良	西条市玉之江16番地 2
"	真 田 博 行	西条市石田443番地
"	山 内 哲 生	西条市石田452番地
"	木 村 勝	西条市玉之江194番地
"	今 井 敬 三	西条市玉之江293番地
"	宮 川 俊 二	西条市玉之江358番地
"	渡 邊 繁 男	西条市広江 2 番地
"	山 内 辰 男	西条市石田227番地
"	合 田 守 男	西条市広江50番地
"	塩 崎 宏 二	西条市今在家300番地 4
"	近 藤 章	西条市今在家55番地 5
"	近 藤 長 武	西条市今在家275番地
監 事	内 田 孝 一	西条市石田475番地
"	兵 頭 忠 治	西条市玉之江330番地 6
"	丹 下 光 盛	西条市広江289番地
"	吉 岡 巖	西条市今在家333番地 2

○愛媛県告示第1241号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年10月25日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 国領川水系 国領川	国領川 左岸堤防	新居浜市岸の上町一丁目2445番6地先～白地	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年10月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1242号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年10月25日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 国領川 水系国領川	国領川 左岸堤防	新居浜市岸の上町一丁目2446番25地先～白地	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年10月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山699番3から 同町小山752番3まで	旧	メートル 5.0～8.1	キロメートル 0.116	
			新	8.9～17.2	0.116	

○愛媛県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山699番3から 同町小山752番3まで	平成23年10月25日

○愛媛県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町魚神山1433番3から 同町魚神山1434番2まで	旧	メートル 7.4~14.5	キロメートル 0.083	
			新	13.6~36.8	0.080	

○愛媛県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町魚神山1433番3から 同町魚神山1434番2まで	平成23年10月25日

○愛媛県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町吉野川2152番4地先から 同町吉野川2187番2地先まで	旧	メートル 4.3~7.5	キロメートル 0.105	
			新	0.0	0.000	

○愛媛県告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	五百木立山線	喜多郡内子町立山4946番2から 同町立山4948番まで	平成23年10月25日
県道	"	喜多郡内子町立山5075番3	平成23年10月25日
県道	"	喜多郡内子町立山4957番2	平成23年10月25日
県道	"	喜多郡内子町立山5075番2から 同町立山5068番まで	平成23年10月25日
県道	"	喜多郡内子町立山4960番2から 同町立山4961番3まで	平成23年10月25日

監 査 公 表

○公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年10月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監査対象機関	監査年月日
総務管理課	平成23年8月26日
人事課	平成23年8月26日
市町振興課	平成23年8月26日
私学文書課	平成23年8月26日
財政課	平成23年9月6日
行革分権課	平成23年8月18日
税務課	平成23年8月18日
総合政策課	平成23年8月22日
秘書課	平成23年8月22日
広報広聴課	平成23年8月22日
統計課	平成23年8月22日
地域政策課	平成23年8月26日
交通対策課	平成23年8月26日
情報政策課	平成23年8月30日
文化・スポーツ振興課	平成23年8月30日
国体準備課	平成23年8月30日
県民生活課	平成23年8月29日
男女参画課	平成23年8月29日

県民活動推進課	平成23年8月29日
人権対策課	平成23年8月29日
消防防災安全課	平成23年8月17日
危機管理課	平成23年8月17日
原子力安全対策課	平成23年8月17日
環境政策課	平成23年8月17日
循環型社会推進課	平成23年8月18日
自然保護課	平成23年8月18日
保健福祉課	平成23年8月18日
医療対策課	平成23年8月18日
健康増進課	平成23年8月17日
薬務衛生課	平成23年8月17日
子育て支援課	平成23年9月6日
障害福祉課	平成23年9月6日
長寿介護課	平成23年9月6日
産業政策課	平成23年8月23日
労政雇用課	平成23年8月23日
産業創出課	平成23年8月25日
経営支援課	平成23年8月25日
観光物産課	平成23年8月25日
国際交流課	平成23年8月25日
農政課	平成23年8月25日
農業経済課	平成23年8月25日
ブランド戦略課	平成23年8月25日
農地整備課	平成23年8月8日
農産園芸課	平成23年8月8日
畜産課	平成23年8月8日

林業政策課	平成23年8月8日
森林整備課	平成23年8月8日
漁政課	平成23年8月9日
水産課	平成23年8月9日
漁港課	平成23年8月9日
土木管理課	平成23年8月29日
用地課	平成23年8月29日
河川課	平成23年8月9日
水資源対策課	平成23年8月9日
港湾海岸課	平成23年8月9日
砂防課	平成23年8月9日
道路建設課	平成23年8月8日
道路維持課	平成23年8月10日
都市計画課	平成23年8月10日
都市整備課	平成23年8月10日
建築住宅課	平成23年8月10日
出納局	平成23年8月18日
人事委員会事務局	平成23年8月22日
議会事務局	平成23年8月23日
監査事務局	平成23年9月6日
労働委員会事務局	平成23年8月17日

(監査の結果)

平成22年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度	6者	57,393,183	

(循環型社会推進課)

2 えひめ自然の守ネットワーク形成業務委託契約について、成果品であるホームページデータの完了確認検査終了後、県が提供したデータ自体の不備が判明し、その修正に時間を要したため、ホームページの公開が著しく遅延していた。

(自然保護課)

3 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	0	48,983,000	48,983,000	
21年度	0	50,711,670	50,711,670	
差引増減	0	1,728,670	1,728,670	

(保健福祉課)

4 収入未済の低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
11年度及び12年度	1者	120,000	

(保健福祉課)

5 収入未済の医療技術大学授業料について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
15年度	1者	189,600	

(保健福祉課)

6 看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	384,000	

(医療対策課)

7 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	125,160	4,108,960	4,234,120	
21年度	750,960	6,220,400	6,971,360	
差引増減	625,800	2,111,440	2,737,240	

(子育て支援課)

8 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	20,988,581	179,065,102	200,053,683	
21年度	21,897,901	160,089,284	181,987,185	
差引増減	909,320	18,975,818	18,066,498	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	1,175,400	19,116,310	20,291,710	
21年度	1,308,433	18,079,225	19,387,658	
差引増減	133,033	1,037,085	904,052	

(子育て支援課)

9 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
19年度及び20年度	1者	360,000	

(障害福祉課)

10 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
19年度	1者	34,796,000	

（産業政策課）

11 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
11年度～18年度	2者	121,800	

（労政雇用課）

12 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

（高度化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	0	1,063,846,000	1,063,846,000	
21年度	0	1,063,846,000	1,063,846,000	
差引増減	0	0	0	

（繊維工業構造改善資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	0	208,225,130	208,225,130	
21年度	0	208,413,679	208,413,679	
差引増減	0	188,549	188,549	

（設備近代化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	0	31,758,998	31,758,998	
21年度	0	32,258,998	32,258,998	
差引増減	0	500,000	500,000	

（施設共同化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	0	9,322,779	9,322,779	
21年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

（経営支援課）

13 収入未済の中小企業振興資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
13年度	1者	18,230	

（経営支援課）

14 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	10,413,000	29,622,101	40,035,101	
21年度	12,782,000	19,323,044	32,105,044	
差引増減	2,369,000	10,299,057	7,930,057	

（林業政策課）

15 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
15年度～16年度 及び 19年度～21年度	5者	1,791,811	

（林業政策課）

16 県有林経営事業特別会計について、平成22年度末の歳入不足額は22億2,070万円と前年度より3,417万円増加していることから、健全な経営に向けて、より一層の努力が望まれる。

（森林整備課）

17 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	0	1,420,000	1,420,000	
21年度	0	1,430,000	1,430,000	
差引増減	0	10,000	10,000	

（漁政課）

18 沿岸漁業改善資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
22年度	1者	969,517	

（漁政課）

19 収入未済の違約金（設計委託業務に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
12年度	1者	210,000	

（漁港課）

20 住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	4,158,708	29,363,505	33,522,213	
21年度	629,222	28,734,283	29,363,505	
差引増減	3,529,486	629,222	4,158,708	

(建築住宅課)

21 現金支給する新規採用職員（1名）の4月分給与について、給与資金前渡担任者が支給定日から20日遅延して支給していた。

(出納局)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成23年7月21日、平成23年7月22日
健 康 福 祉 環 境 部	平成23年7月21日、平成23年7月22日
四 国 中 央 保 健 所	平成23年7月22日
産 業 経 済 部	平成23年7月21日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成23年7月21日
建 設 部	平成23年7月22日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	平成23年7月22日
今 治 土 木 事 務 所	平成23年7月21日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	平成23年7月22日
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	平成23年7月22日
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平成23年7月21日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	平成23年7月21日
出 納 室	平成23年7月22日

(監査の結果)

平成22年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	574,879,804	808,547,728	1,383,427,532	
21年度	472,067,359	820,466,200	1,292,533,559	
差引増減	102,812,445	11,918,472	90,893,973	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	36,000	200,020	236,020	
21年度	113,020	99,000	212,020	
差引増減	77,020	101,020	24,000	

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	6,167,361	9,670,209	15,837,570	
21年度	5,212,648	7,848,302	13,060,950	
差引増減	954,713	1,821,907	2,776,620	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	246,896	654,173	901,069	
21年度	165,796	513,376	679,172	
差引増減	81,100	140,797	221,897	

(健康福祉環境部)

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	2,306,200	4,733,700	7,039,900	
21年度	2,167,482	4,654,500	6,821,982	
差引増減	138,718	79,200	217,918	

(建設部)

5 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
19年度	1 者	115,688	

(建設部)

6 道路占用料について、算定誤りにより申請者に対する過大徴収（計863,588円）があったので、申請内容の確認に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

(建設部)

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	460,500	3,704,800	4,165,300	
21年度	986,500	3,723,100	4,709,600	
差引増減	526,000	18,300	544,300	

(今治土木事務所)

8 収入未済の違約金（工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
13年度及び14年度	2 者	109,725	

(今治土木事務所)

9 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
14年度	1者	37,925	

（今治土木事務所）

10 土木使用料（道路、河川、港湾、海岸、その他水域）について、算定誤りにより申請者に対する過大徴収（計325,935円）及び過小徴収（計316,857円）があったので、申請内容の確認に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

（今治土木事務所）

監査対象機関	監査年月日
中予地方局	
総務企画部	平成23年7月12日
健康福祉環境部	平成23年7月12日
産業経済部	平成23年7月12日
中予家畜保健衛生所	平成23年7月12日
建設部	平成23年7月12日
久万高原土木事務所	平成23年7月12日
出納室	平成23年7月12日

（監査の結果）

平成22年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	812,685,666	1,636,999,306	2,449,684,972	
21年度	816,159,440	1,601,185,028	2,417,344,468	
差引増減	3,473,774	35,814,278	32,340,504	

（総務企画部）

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	2,248,386	1,240,036	3,488,422	
21年度	346,900	993,136	1,340,036	
差引増減	1,901,486	246,900	2,148,386	

（健康福祉環境部）

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	

22年度	1,245,420	4,566,026	5,811,446	
21年度	1,118,121	4,109,967	5,228,088	
差引増減	127,299	456,059	583,358	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	16,666	1,621,264	1,637,930	
21年度	0	1,674,764	1,674,764	
差引増減	16,666	53,500	36,834	

（健康福祉環境部）

4 収入未済の違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
13年度	1者	3,965,000	

（産業経済部）

5 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
16年度	1者	97,016	

（産業経済部）

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	10,430,100	48,642,990	59,073,090	
21年度	15,045,900	47,676,130	62,722,030	
差引増減	4,615,800	966,860	3,648,940	

（建設部）

7 収入未済の違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
13年度及び19年度	3者	1,060,946	

（建設部）

8 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
19年度	1者	418,000	

（建設部）

9 前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
19年度、21年度及び22年度	3者	100,832	

（建設部）

10 土木使用料（道路、河川）について、算定誤りにより申請者に対する過大徴収（計467,374円）及び過小徴収（計35,799円）があったので、申請内容の確認に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

（建設部）

11 砂防施設工事（経施砂第402号の2）について、当初契約した工事箇所の施工が困難となったため、別の工事箇所を施工する旨の変更契約を同一業者と締結していたが、新たな工事契約として入札手続を行うべきであった。

（久万高原土木事務所）

監査対象機関	監査年月日
南予地方局	
総務企画部	平成23年7月25日、平成23年7月27日
健康福祉環境部	平成23年7月25日、平成23年7月27日
産業経済部	平成23年7月25日、平成23年7月27日
南予家畜保健衛生所	平成23年7月27日
建設部	平成23年7月25日
大洲土木事務所	平成23年7月27日
八幡浜土木事務所	平成23年7月27日
西予土木事務所	平成23年7月27日
愛南土木事務所	平成23年7月25日
須賀川ダム管理事務所	平成23年7月25日
山財ダム管理事務所	平成23年7月25日
出納室	平成23年7月25日

（監査の結果）

平成22年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	142,778,408	355,992,290	498,770,698	
21年度	178,372,357	348,065,526	526,437,883	
差引増減	35,593,949	7,926,764	27,667,185	

（総務企画部）

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	888,402	6,779,683	7,668,085	
21年度	555,900	6,586,333	7,142,233	
差引増減	332,502	193,350	525,852	

（健康福祉環境部）

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	3,671,944	5,478,253	9,150,197	
21年度	2,580,970	4,700,631	7,281,601	
差引増減	1,090,974	777,622	1,868,596	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	256,656	1,665,196	1,921,852	
21年度	120,716	1,600,446	1,721,162	
差引増減	135,940	64,750	200,690	

（健康福祉環境部）

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	101,000	576,082	677,082	
21年度	138,000	638,082	776,082	
差引増減	37,000	62,000	99,000	

（健康福祉環境部）

5 賠償金（公用車事故に伴うもの。）について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
22年度	1者	241,775	

（産業経済部）

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	852,600	1,418,600	2,271,200	
21年度	866,800	1,403,000	2,269,800	
差引増減	14,200	15,600	1,400	

（建設部）

7 （二）来村川水系薬師谷川県単河川局部改良工事（北単局第105号の1）について、アンカー式空石積の設置が資材メーカーの示す施工方法を遵守していないことから、設計上求める護岸断面が確保されていないため、早急にこれを是正する対策を講じるとともに、工事監督及び工事検査の体制についても見直しされたい。

（建設部）

8 収入未済の違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
20年度	1者	46,725	

（大洲土木事務所）

9 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
20年度	1者	7,377	

（大洲土木事務所）

10 土木使用料（道路、港湾）について、算定誤りにより申請者に対する過大徴収（計322,339円）があったので、申請内容の確認に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

（大洲土木事務所）

11 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	53,900	1,858,400	1,912,300	
21年度	70,800	1,892,800	1,963,600	
差引増減	16,900	34,400	51,300	

（八幡浜土木事務所）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	平成23年 5月25日
研 修 所	平成23年 5月16日
消 防 学 校	平成23年 5月16日
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成23年 5月16日
原 子 力 セ ン タ ー	平成23年 5月20日
中 央 児 童 相 談 所	平成23年 5月16日
東 予 児 童 相 談 所	平成23年 5月18日
南 予 児 童 相 談 所	平成23年 5月24日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	平成23年 5月11日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	平成23年 5月11日
衛 生 環 境 研 究 所	平成23年 5月20日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	平成23年 5月16日
看 護 専 門 学 校	平成23年 5月11日
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	平成23年 5月11日
婦 人 相 談 所	平成23年 5月11日
知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	平成23年 5月16日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成23年 5月18日
え ひ め 学 園	平成23年 5月18日
計 量 検 定 所	平成23年 5月11日
産 業 技 術 研 究 所	平成23年 5月11日、平成23年 5月18日
新 居 浜 高 等 技 術 専 門 校	平成23年 5月20日
今 治 高 等 技 術 専 門 校	平成23年 5月23日
松 山 高 等 技 術 専 門 校	平成23年 5月11日
宇 和 島 高 等 技 術 専 門 校	平成23年 5月11日
大 阪 事 務 所	平成23年 5月11日
病 害 虫 防 除 所	平成23年 5月16日

農 業 大 学 校	平成23年 5月23日
農 林 水 産 研 究 所	平成23年 5月11日、平成23年 5月16日、平成23年 5月23日、平成23年 5月24日
家 畜 病 性 鑑 定 所	平成23年 5月11日

（監査の結果）

平成22年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 非常勤職員の報酬の支給について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第3項及び職員の給与に関する条例第5条に基づき報酬額が月額で定められている場合は、毎月その月分を支給すべきところ、毎翌月に遅延して支給していた。
（原子力センター）

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	5,955,380	35,736,293	41,691,673	
21年度	6,804,620	38,225,603	45,030,223	
差引増減	849,240	2,489,310	3,338,550	

（中央児童相談所）

3 児童相談所における一時保護所の安全対策については、児童福祉施設最低基準等に基づき、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画の作成に努めるとともに、訓練を毎月1回以上実施することとされているところ、避難計画が関係規程に適合していなかったほか、訓練回数も十分でなかった。
（中央児童相談所）

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	1,728,470	8,594,408	10,322,878	
21年度	1,703,890	8,458,398	10,162,288	
差引増減	24,580	136,010	160,590	

（東予児童相談所）

5 児童相談所における一時保護所の安全対策については、児童福祉施設最低基準等に基づき、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画の作成に努めるとともに、訓練を毎月1回以上実施することとされているところ、避難計画を作成していなかったほか、訓練も実施していなかった。
（東予児童相談所）

6 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	1,066,030	3,145,840	4,211,870	
21年度	877,910	4,051,890	4,929,800	
差引増減	188,120	906,050	717,930	

（南予児童相談所）

7 児童相談所における一時保護所の安全対策については、児童福祉施設最低基準等に基づき、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画の作成に努めるとともに、訓練を毎月1回以上実施することとされているところ、避難計画が関係規程に適合していなかったほか、訓練も実施していなかった。

(南予児童相談所)

8 平成21年度及び22年度の新入生(計60名)の結核検診に係る費用(計56,700円)について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき公費で負担すべきところ、受診者に負担させていた。

(看護専門学校)

9 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	1,078,985	2,837,173	3,916,158	
21年度	1,447,498	1,915,896	3,363,394	
差引増減	368,513	921,277	552,764	

(子ども療育センター)

10 収入未済の研修受講料(農家担い手支援塾)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
21年度	1者	20,000	

(農業大学校)

11 車両系建設機械(2台)について、労働安全衛生法第45条に基づく定期自主検査、特定自主検査及び作業開始前点検を実施していなかった。

(農業大学校)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成23年 8月23日
生 涯 学 習 課	平成23年 8月23日
文 化 財 保 護 課	平成23年 8月23日
保 健 体 育 課	平成23年 8月23日
義 務 教 育 課	平成23年 9月 6日
高 校 教 育 課	平成23年 8月10日
人 権 教 育 課	平成23年 8月10日
特 別 支 援 教 育 課	平成23年 8月10日
中 予 教 育 事 務 所	平成23年 5月11日
東 予 教 育 事 務 所	平成23年 5月20日
南 予 教 育 事 務 所	平成23年 5月11日
総 合 教 育 セ ン タ ー	平成23年 5月18日
総 合 科 学 博 物 館	平成23年 5月20日
歴 史 文 化 博 物 館	平成23年 5月20日
図 書 館	平成23年 5月11日
美 術 館	平成23年 5月11日

川 之 江 高 等 学 校	平成23年 1月14日
三 島 高 等 学 校	平成22年12月21日
土 居 高 等 学 校	平成22年12月21日
新 居 浜 東 高 等 学 校	平成22年12月21日
新 居 浜 西 高 等 学 校	平成22年12月21日
新 居 浜 南 高 等 学 校	平成23年 1月14日
新 居 浜 工 業 高 等 学 校	平成23年 1月14日
新 居 浜 商 業 高 等 学 校	平成22年12月21日
西 条 高 等 学 校	平成22年12月21日
西 条 農 業 高 等 学 校	平成23年 1月19日
小 松 高 等 学 校	平成22年12月21日
東 予 高 等 学 校	平成22年12月21日
丹 原 高 等 学 校	平成22年12月21日
今 治 西 高 等 学 校	平成22年12月21日
今 治 南 高 等 学 校	平成22年12月21日
今 治 北 高 等 学 校	平成22年12月21日
今 治 工 業 高 等 学 校	平成22年12月21日
伯 方 高 等 学 校	平成22年12月21日
弓 削 高 等 学 校	平成22年12月21日
北 条 高 等 学 校	平成23年 1月18日
松 山 東 高 等 学 校	平成22年12月21日
松 山 南 高 等 学 校	平成22年12月21日
松 山 北 高 等 学 校	平成23年 1月18日
松 山 中 央 高 等 学 校	平成23年 1月18日
松 山 工 業 高 等 学 校	平成22年12月21日
松 山 商 業 高 等 学 校	平成22年12月21日
東 温 高 等 学 校	平成23年 1月18日
上 浮 穴 高 等 学 校	平成22年12月21日
小 田 高 等 学 校	平成22年12月21日
伊 予 農 業 高 等 学 校	平成22年12月21日
伊 予 高 等 学 校	平成22年12月21日
中 山 高 等 学 校	平成22年12月21日
大 洲 高 等 学 校	平成22年12月21日
大 洲 農 業 高 等 学 校	平成22年12月21日
長 浜 高 等 学 校	平成23年 1月14日
内 子 高 等 学 校	平成23年 1月14日
八 幡 浜 高 等 学 校	平成23年 1月18日
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	平成23年 1月18日
川 之 石 高 等 学 校	平成22年12月21日
三 崎 高 等 学 校	平成22年12月21日
三 瓶 高 等 学 校	平成23年 1月18日
宇 和 高 等 学 校	平成22年12月21日
野 村 高 等 学 校	平成22年12月21日
宇 和 島 東 高 等 学 校	平成23年 1月19日
宇 和 島 水 産 高 等 学 校	平成22年12月21日
吉 田 高 等 学 校	平成23年 1月19日

三 間 高 等 学 校	平成22年12月21日
北 宇 和 高 等 学 校	平成22年12月21日
津 島 高 等 学 校	平成22年12月21日
南 宇 和 高 等 学 校	平成22年12月21日
今 治 東 中 等 教 育 学 校	平成22年12月21日
松 山 西 中 等 教 育 学 校	平成23年 1月19日
宇 和 島 南 中 等 教 育 学 校	平成23年 1月19日
松 山 盲 学 校	平成23年 1月19日
松 山 聾 学 校	平成22年12月21日
し げ の ふ 特 別 支 援 学 校	平成22年12月21日
み なら 特 別 支 援 学 校	平成22年12月21日
今 治 特 別 支 援 学 校	平成22年12月21日
宇 和 特 別 支 援 学 校	平成23年 1月14日

(監査の結果)

平成22年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	30,882,000	27,451,400	58,333,400	
21年度	25,851,000	19,668,000	45,519,000	
差引増減	5,031,000	7,783,400	12,814,400	

(教育総務課)

- 2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	55,229,226	331,228,209	386,457,435	
21年度	54,784,351	282,697,405	337,481,756	
差引増減	444,875	48,530,804	48,975,679	

(人権教育課)

- 3 県費負担教職員(1名)の住居手当について、認定の誤りにより、計1,350,000円(平成18年9月から平成22年10月まで50か月分)が過支給となっていた。

(中予教育事務所)

- 4 現金支給する職員(3名)の給与について、給与資金前渡担任者が支給日から最長28日遅延して支給していた。

(中予教育事務所)

- 5 現金支給する職員(1名)の給与について、給与資金前渡担任者が支給日から4か月以上遅延して支給していた。

(東予教育事務所)

- 6 定時制生徒用教科書の購入(計185,180円)について、平成21年度分は完了検査から11か月以上経過して、22年度分も3か月以上経過して、それぞれ代金を支払っていた。

(西条高等学校)

- 7 現金支給する職員(3名)の給与等について、給与資金前渡担任者預金口座に入金されてから、最長で1か月以上経過して支給していた。
(今治特別支援学校)

- 8 農作業用のトラクター(平成8年3月購入)について、地方税法に定める申告をしておらず、標識(ナンバープレート)の交付を受けていなかった。
(今治特別支援学校)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成23年 8月30日
四 国 中 央 警 察 署	平成23年 2月 3日
新 居 浜 警 察 署	平成23年 2月 1日
西 条 警 察 署	平成23年 2月 3日
西 条 西 警 察 署	平成23年 2月 1日
今 治 警 察 署	平成23年 2月 3日
伯 方 警 察 署	平成23年 2月 1日
松 山 東 警 察 署	平成23年 2月 7日
松 山 西 警 察 署	平成23年 2月 1日
松 山 南 警 察 署	平成23年 2月 7日
久 万 高 原 警 察 署	平成23年 2月 1日
伊 予 警 察 署	平成23年 2月 7日
大 洲 警 察 署	平成23年 2月 1日
八 幡 浜 警 察 署	平成23年 2月 7日
西 予 警 察 署	平成23年 2月 1日
宇 和 島 警 察 署	平成23年 2月 1日
愛 南 警 察 署	平成23年 6月 6日

(監査の結果)

平成22年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	5,894,000	17,165,763	23,059,763	
21年度	8,371,000	17,621,763	25,992,763	
差引増減	2,477,000	456,000	2,933,000	

(警察本部)

- 2 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備考
17年度及び19年度	2者	1,353,000	

(警察本部)

- 3 延滞金(放置違反金に伴うもの。)について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	

22年度	1,302,600	1,248,300	2,550,900
21年度	878,700	408,600	1,287,300
差引増減	423,900	839,700	1,263,600

(警察本部)

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、当該車両及び相手車両等の毀損があった。

(警察本部)

5 交通信号機等電球取替修繕契約(単価契約)について、平成22年6月実施分の代金(6,578円)が、約半年経過しても支払っていない。

(新居浜警察署)

6 産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約(2件、平成21年度分)について、次の問題点があった。

- ・収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、これに係る処分業務を処分業の許可を有する者へ別途委託していたが、適正な会計手続をとっていない。
- ・契約書に契約金額の記載がなかった。

(今治警察署)

7 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方への被害並びに当該車両及び相手車両等の毀損があった。

(松山南警察署)

8 交通信号機の移設修繕契約外3件の契約(計447,300円、平成21年度分)について、完了検査から6か月以上経過して代金を支払っていない。

(八幡浜警察署)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成23年6月14日
発 電 工 水 課	平成23年6月14日
県 立 病 院 課	平成23年6月14日
銅 山 川 発 電 所	平成23年6月6日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成23年6月8日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成23年6月8日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成23年6月6日
中 央 病 院	平成23年6月14日
今 治 病 院	平成23年6月8日
南 宇 和 病 院	平成23年6月6日
新 居 浜 病 院	平成23年6月6日

(監査の結果)

平成22年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

- (1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているものの、実績給水量(契約給水量に対する実給水量の比率)は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

西条地区工業用水道事業については、当年度純利益を確保したものの、長期借入金と企業債を合わせると、234億円の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は売却実績はなく、売買契約を解除した土地約3,000㎡を未処分地に戻し入れている。今後とも未処分地約12万㎡の早期売却等に努められたい。

- (2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成23年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道給水料金	5,135,820	0	5,135,820
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,748,998	0	6,748,998

- (3) 営業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成23年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金	1,388,852	0	1,388,852
計	1,612,916	0	1,612,916

2 病院事業

- (1) 経営成績については、前年度は、三島病院譲渡に伴う特別損失19億7千万円を計上したこともあって、30億円を超える純損失であったが、当年度は、医業収益が前年度より22億3,244万円増の340億5,237万円となったことから、12億6,522万円の純利益を計上しており、三島病院の譲渡などの財政健全化策に取り組んだ成果が見られるところである。

しかしながら、累積欠損金はなお218億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高189億円とあわせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

- (2) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成23年3月31日現在 単位:円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a)+(b)
旧三島病院	21,822,195	70,070	21,892,265
旧北宇和病院	6,858,730	897,453	7,756,183
計	28,680,925	967,523	29,648,448

- (3) 県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
13年度及び14年度	1者	242,000	

- (4) 個人医業未収金の納期到来分335,826,234円(過年度未収金258,643,642円、現年度未収金77,182,592円)について、早期回収に、より一層努められたい。

(中央病院)

(5) 医業外未収金の納期到来分2,992,622円(過年度未収金1,137,692円、現年度未収金1,854,930円)について、早期回収に、より一層努められたい。

(中央病院)

(6) 研究研修費(図書費)の執行において、平成21年度から平成22年度にかけて購入の意思決定を行わないまま、随時、取引業者に図書を納入させるとともに、支払いについては平成22年度予算で一括支出していた。

(中央病院)

(7) 個人医業未収金の納期到来分73,441,874円(過年度未収金55,906,809円、現年度未収金17,535,065円)について、早期回収に、一層努められたい。

(今治病院)

(8) 医業外未収金の納期到来分232,213円(過年度未収金136,460円、現年度未収金95,753円)について、早期回収に、より一層努められたい。

(今治病院)

(9) 個人医業未収金の納期到来分42,311,143円(過年度未収金33,919,613円、現年度未収金8,391,530円)について、早期回収に、一層努められたい。

(南宇和病院)

(10) 医業外未収金の納期到来分166,230円(過年度未収金124,430円、現年度未収金41,800円)について、早期回収に、より一層努められたい。

(南宇和病院)

(11) 空調機用高性能(HEPA)フィルター取替業務委託契約について、契約業者とは異なる業者に委託料を支出していたうえ、愛媛県会計規則第164条に基づく検査調書の作成を省略できる契約でないにもかかわらず作成していなかった。

(南宇和病院)

(12) 個人医業未収金の納期到来分65,412,205円(過年度未収金44,142,204円、現年度未収金21,270,001円)について、早期回収に、より一層努められたい。

(新居浜病院)

(13) 医業外未収金の納期到来分242,038円(過年度未収金195,790円、現年度未収金46,248円)について、早期回収に、一層努められたい。

(新居浜病院)